

## 山口県報

平成 23 年  
1 月 11 日  
( 火 曜 日 )

## 目 次

告示  
解除予定保安林(長門市)(森林整備課)  
道路の区域の変更(道路整備課)  
道路の供用の開始(道路整備課)

## 山口県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年一月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 解除予定保安林の所在場所  
長門市油谷伊上字大江一七三三の二(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 解除の理由  
土地改良事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
路 線 名 湯ノ口美祢線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市美東町綾木字熊野々上四八六の一地先から 同市美東町綾木字長谷二二八〇地先 まで	最狭 一・一 六七・二	最狭 四・三 〇・五	四・五・二	二五五・七	道路改良工事の完了による。

## 山口県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
湯ノ口美祢線	美祢市美東町綾木字熊野々上四八六の一地先から 同市美東町綾木字長谷二二八〇地先まで	平成二十三年一月 十二日

平成二十三年二月十一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁